

企画・制作=日本農業新聞 広告部

# 確定申告特集

令和4年分の所得税等の確定申告は令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までに、消費税の確定申告は3月31日(金)までに行うこととなります。

本企画では農業所得を計算する上での注意点のほか、令和4年から施行された改正電子帳簿保存法の対応や、令和5年10月1日から実施されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の準備などをランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘先生に解説してもらいました。

## 令和4年分の確定申告での注意点

### 農業収入について

市場などの仕切書を取売方法にそって漏れないよう注意しましょう。軒先販売分、家事消費分、国などからの各種補助金(一部を除く)も売上計上します。

### 費用について

修繕費のうち価値を高めた耐久性を増す部分の支出は資本的支出として固定資産に計上します。固定資産などの購入は、使用する1組で10万円以上かつ使用可能期間1年以上のものは原則、減価償却の対象としますが、20万円未満のものは3年で均等償却可能ですし、青色申告の中小事業者の場合、取得価額30万円未満のものは全額(年300万円を限度)を経費計上可能です(令和4年4月1日以後に取得して、貸付の用に供した資産を除く)。固定資産税 水道光熱費・通信費な

どは事業用部分のみが経費計上できます。

### 青色申告特別控除の改正

要件により左表の3種類があります。65万円控除の要件が一部改正されました。

区分	要件	令和2年1月以降
(1)	●損益計算書の作成 ●貸借対照表の作成	55万円
(2)	●(1)に加え、「①e-Taxによる電子申告」または「②電子帳簿保存の要件を満たしている(注)」のいずれかに該当	65万円
(3)	●損益計算書の作成 ●貸借対照表は <b>不要</b> (青色申告の簡易な方式)	10万円

(注)改正電子帳簿保存法による、「優良な電子帳簿」の要件(訂正・削除の履歴が残るシステムの使用など)を満たし、特例を受ける旨の届出書を法定申告期限内に提出することが要件となりました。

## 電子帳簿保存法の対応と活用

農業者はJAや役所からの書類が多く保存場所に困ることが多いでしょうから、電子保存を活用されるのもよいでしょう。電子帳簿保存の特例は以下の3つに分けて考えましょう。

### (1)電子帳簿等保存(任意)

電子的に自己が作成した帳簿・書類(請求書・領収書など)の保存義務を原則の紙保存に代えて、データのまま保存できる特例の要件が緩和されました。届けが必要で、より厳しい要件と特典のある「優良な電子帳簿」制度もありますが、「一般の電子帳簿」については、  
①モニター、システムの操作説明書などを備え付ける。  
②調査の際に税務職員による質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることができるようになっている。  
この2点を要件とし、届出なしで適用可能となりました(複

式簿記に限る)。

### (2)スキャナ保存(任意)

紙で受領、または発行した領収書などは、  
①タイムスタンプを付与しているか、保存時刻と履歴が残るシステムなどで保存。  
②日付・金額・取引先により検索可能。これらの他、解像度などの要件を満たせばスキャナで画像データとして保存し、保存後すぐに紙を廃棄してよいことになりました。

### (3)電子取引保存(義務化)

メールなどで提供される請求書・領収書など(電子取引)については、次の①、②の要件などを満たした状態で電子データのまま保存することが全ての事業者に対して義務化されました(令和5年12月31日まで有恕(ゆうじよ)期間)。

①タイムスタンプの付与、保存時刻と履歴が残るシステムで保存、または「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」(国税庁HPでサンプルのダウンロード可能)を定めた上での運用。  
ただし検索できること。

ただし基準期間(前々年)



の売上が1000万円以下(5000万円以下に改正予定)の事業者については、調査の際にダウンロードに依る場合、②の要件は不要。

義務化されたのは(3)の電子取引のデータ保存のみです。今年一年間で整えていくとよいでしょう。

## インボイス制度(適格請求書等保存方式)の準備

消費税は、売上に係る消費税額から仕入などに係る消費税額を控除(この控除を「仕入税額控除」といい、以下、控除という)した額を納付しますが、買手は、売手からインボイス(税率ごとの消費税額とインボイス発行事業者登録番号の記載が必要)を受付けられるのは課税事業者のみ)の交付を受けて保存しないと、この控除ができないため登録するか否かの検討が必要です。免税事業者であっても発行事業者になれば、消費税の申告納税が必要となります。

### 自分が課税事業者の場合

売上先の求めに備えて登録する方が多いでしょう。さらに本則課税者であれば自分が控除するために、経費などの支払先が発行事業者かどうかを確認しましょう。

### 自分が免税事業者の場合

①自分の売上先はインボイスが必要かどうか(課税事業者

で本則課税なら必要とします。取引条件の見直しや消費税分の値引きを要求される可能性があります。)を確認し、その取引先の売上の重要度などを考慮して、登録事業者(課税事業者)になるか否かを慎重に検討しましょう。

②売上先の全てが簡易課税事業者、免税事業者、一般消費者の場合にはインボイスが不要なので、登録する必要はないでしょう。

③生産者が農協などに委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うもの)に限定は生産者のインボイス発行義務が免除され、JA発行のインボイスにより買手は控除できますので免税事業者も不利になりません。

④直接取引する大手スーパーなどが本則課税事業者の場合、免税事業者は敬遠される可能性があるので検討してみましょう。

⑤JA直売所へ委託した免税事業者の農産物についてJA直売所はインボイスを代理発行できませんが、お客様の多くは一般の消費者や小規模事業者(簡易課税・免税)であると考えられますので、必ずしも登録の必要はないでしょう。インボイスを求められる限られたお客様の重要度が高い場合は検討してみましょう。

青色申告をはじめたい!

らくらく青色申告 農業版 2023

農家さま向け 会計ソフト

らくらく青色申告農業版 8,800円 (税込)

インボイス制度に対応

- 簿記の知識がなくても決算書がスムーズに作れる
- はじめての方、パソコン苦手な方も、使いやすい

まずは無料体験

らくらく農業版

株式会社 セーブ

0235-24-7388 aoshin.jp

〒997-0804 山形県鶴岡市斎藤川原字間々下 116-1

トピック Topic

農業経営収入保険

収入保険は農業保険法に基づく農業者のセーフティネットです。公的な保険制度のため保険料などの50%、積立金の75%の国庫補助を受けられます。自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、災害で作付不能、病気やけがで農作業ができないなど、農業者の経営努力では避けられないアクシデントによる収入減少全般が補償の対象です。近年、頻発する異常気象や農産物価格の下落にも備えることができます。

加入申請の際に青色申告の実績が1年分あれば加入できます。詳しくは最寄りの農業共済組合(NOSAD)へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会 監修